

各種預金規定の新設・改定のお知らせ

平素より三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、お客さまの利便性向上を目的として「印鑑レス口座」「印鑑レス取引」の取扱いを拡充するため、各種預金規定を新設・改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 新設する規定

(1) 印鑑レス口座取引規定

「印鑑レス口座」を定義するもの。

(2) 店頭カード認証規定

店頭におけるキャッシュカード認証で可能な取引について規定するもの。

2. 改定する規定

「印鑑レス口座」「印鑑レス取引」における本人認証方式を追加・変更します。

(1) 普通預金規定

改定前	改定後
(前略)	(前略)
5. (預金の払戻し) (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。	5. (預金の払戻し) (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。 <u>(2)前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u> <u>(3)前記(1)および(2)の払戻しの手続に関して、当行は当該預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>
(2)この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは当行所定の手続をしてください。	<u>(4)(2)</u> この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは当行所定の手続をしてください。
(3)同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。	<u>(5)(3)</u> 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
(中略)	(中略)
9. (印鑑照合)	9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。 （後略） 以 上 2 0 2 1 年 1 0 月 1 日現在	<u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> <u>(2) 前記 5 の (2) に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> （後略） 以 上 2 0 2 5 2 0 2 1 年 6 1 0 月 1 日現在
---	---

（２）総合口座取引規定

改定前	改定後
（前略） 4.（預金の払戻し等） (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約（期間 3 年の期日指定定期預金の一部についての解約を含みます。）、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。 (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。 (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。 （中略） 11.（印鑑照合等） この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそ	（前略） 4.（預金の払戻し等） (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約（期間 3 年の期日指定定期預金の一部についての解約を含みます。）、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。 <u>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u> <u>(3) 前記 (1) および (2) の払戻しまたは解約、書替継続の手続に関して、当行は当該預金の払戻しまたは解約、書替継続を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> <u>(4) (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</u> <u>(5) (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</u> （中略） 11.（印鑑照合等） <u>(1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそ</u>

のために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。 （後略） 以 上 2 0 2 1 年 5 月 1 日現在	のために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。 <u>(2) 前記 4 の (2) に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> （後略） 以 上 2 0 2 5-2-0-2-1 年 6-5 月 1 日現在
--	--

（３）定期預金共通規定

改定前	改定後
（前略） 5.（印鑑照合） 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。 （中略） 10.（預金の解約、書替継続） (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限りします。	（前略） 5.（印鑑照合） <u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> <u>(2) 後記 10 の (3) に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> （中略） 10.（預金の解約、書替継続） (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。なお、当店以外での解約は、当行所定の条件を満たす場合に限りします。 <u>(3) 前記 (2) に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u>

(後略) 以 上 2 0 2 1 年 5 月 1 日現在	<u>(4) 前記(2)および(3)の払戻しまたは解約、書替継続の手續に関して、当行は当該預金の払戻しまたは解約、書替継続を受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u> (後略) 以 上 2 0 2 5 - 2 - 0 - 2 - 1 年 6 - 5 月 1 日現在
---	---

3. 適用日

2 0 2 5 年 6 月 1 日 (日)

以 上